

東員町

障がい福祉のしおり

(平成25年4月改訂)

この冊子は、障がい者が利用できる各種サービスについて、その内容や手続きの方法などを簡単にまとめたものです。障がい者等やそのご家族をはじめ、地域でともに暮らす市民の皆さまに、有効に活用していただくために作成しました。

【注意】

本冊子は、平成25年4月現在の障がい者等に関する制度をとりまとめたものです。サービスの利用にあたっては対象者などが変更されていることがあります。

【目次】

1. 障がい者福祉に関する相談・受付窓口……………P2

障害者相談支援センター、町の障がい者制度に関する受付窓口

2. 手帳について……………P3~4

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付
手帳をなくしたとき など

3. 年金・手当など……………P5~8

障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金、特別障害者手当、障害児福祉手当
特別児童扶養手当、児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度

4. 税金……………P9~11

所得税の控除、住民税の控除・非課税、相続税の控除、贈与税の非課税
少額貯蓄の利子等の非課税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免

5. 医療費の助成・給付……………P12~13

福祉医療費（障がい者）助成、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

6. 交通・移動……………P14~16

JR等の運賃の割引、三重交通バス等の運賃の割引、航空料金（国内線）の割引
有料道路の割引、オレンジバス利用助成、タクシー料金助成、
身体障害者用自動車改造費助成、自動車操作訓練費助成、駐車禁止規則除外標章の交付

7. 公共料金助成・割引など……………P17

NHK放送受信料免除、NTT電話番号無料案内、携帯電話料金割引、
点字等郵便物（第4種郵便物）の無料制度

8. 日常生活の援助……………P18~22

補装具の交付・修理、日常生活用具給付、重度障害者住宅改造費助成事業
東員町ホームケア事業、コミュニケーション支援事業、生活福祉資金の貸付
在宅介護の支援・施設への入所・通所など、おもいやり駐車場

9. 各種相談窓口……………P23

就職相談、民生委員・児童委員、心配ごと相談、その他の相談関係機関

参考資料（日常生活用具の種類）……………P24~26

難病対象疾患一覧……………P27

用語の表記について

この「しおり」において、固有名詞および法令用語に基づく場合は「障害」とし、それ以外の場合は「障がい」と表わしています。

1. 障がい者等福祉に関する相談・受付窓口

1. 障害者相談支援

東員町では、障害者総合支援法の施行にあわせて、障がい者等やその家族の方からの相談に応じ、地域で自立した日常生活やいきいきとした社会生活が送られるように支援するため、『障害者総合相談支援センター-そういん』を開設し、相談支援事業を行っています。

※相談方法： ご自宅や施設などへの訪問、センター内での面談、電話相談（匿名も可）など

相談日 来所相談：毎週月曜日～金曜日 9：00～16：00

＊土・日、祝日は事前予約が必要

電話相談：毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

＊夜間、土・日、祝日は緊急時に限り承ります

訪問相談：来所による相談が困難な場合、訪問による相談を承ります

名称	住所	TEL	FAX
障害者総合相談支援センター「そういん」本部	〒511-0061 桑名市寿町1丁目11番地	0594-27-7188	0594-24-6777
障害者総合相談支援センター「そういん」いなべ・東員分室	〒511-0292 いなべ市大安町大井田2705番地 (いなべ市役所大安庁舎内)	0594-88-1655	

E-MAIL souin@rhythm.ocn.ne.jp

2. 町の障がい者等制度に関する受付窓口

東員町では、障がい者等やその家族の方を支援するため、さまざまな制度があります。（次ページ以降を参照）ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

◆障がい者制度等に関する主な窓口

名称	住所	TEL	FAX
東員町役場 地域福祉課 障がい福祉係	〒511-0295 東員町大字山田1600番地 東員町役場内	0594-86-2804	0594-86-2851

E-MAIL fukusi@town.toin.lg.jp

※各種制度の最後にお問い合わせ先を記載していますので、そちらも参照してください。

2. 手帳について

1. 身体障害者手帳の交付

けがや病気などにより身体に永続的な障がいをもった人は、指定を受けた医師の診断書をもとに、障がいの種類と程度により1級から6級の身体障害者手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると等級に応じてさまざまな福祉サービスが利用できます。

◆対象者：永続する一定の障がいのある人

(視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、呼吸器、免疫、肝臓機能に永続する障がいのある人)

◆手続き：下記書類などを持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

- | |
|---|
| ①身体障害者手帳交付申請書
②指定医師の診断書（指定医師についてはお問い合わせください。）
③顔写真2枚（縦4cm×横3cm 上半身正面）
④印鑑
※①②の用紙は申請窓口でお渡しします。 |
|---|

申請後は、法律で定められた認定基準に基づき、県で認定します。

（認定まで20日程度かかります。）

認定が終了したら、手帳交付の案内を町から行います。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

2. 療育手帳の交付

知的発達の遅れにより、日常生活に支障があったり、判断能力が不十分な場合、知的障がいの判定を受けて、療育手帳の交付を受けることによって、さまざまな福祉サービスが利用できます。障がいの程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。

◆対象者：三重県北勢児童相談所（18歳未満の場合）または三重県障害者相談支援センター（18歳以上の場合）において知的障がいと判定された人

◆手続き

○18歳未満の場合

北勢児童相談所による判定を受けてください。判定は、指定の日時による巡回児童相談で行います。（判定する場所は、東員町保健福祉センターで実施し、地域福祉課障がい福祉係で予約を行いますので事前にご連絡ください。）

判定を受けた後、下記書類などを持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。手帳が交付されましたら後日、町からご案内します。

- | |
|--|
| ①療育手帳交付申請書
②顔写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身正面）
③印鑑
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。 |
|--|

○18歳以上の場合

三重県障害者相談支援センターによる判定を受けてください。判定は、指定の日時による巡回相談等で行います。（地域福祉課障がい福祉係で予約を行いますので事前にご連絡ください。）

判定を受けた後、下記書類などを持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。手帳が交付されましたら後日、町からご案内します。

- | |
|--|
| ①療育手帳交付申請書
②顔写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身正面）
③印鑑
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。 |
|--|

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

3. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患を有する人で、精神障がいのために長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人が、医師の診断を受けて手帳の交付を受けることができます。障がいの程度により、1級から3級までの区分があります。

◆対象者：初診の日から6カ月以上経過した精神疾患がある人。

◆手続き：下記書類などを持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ②顔写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身正面）（顔写真なしでも可） ③指定医師の診断書または障害者年金証書の写しと年金事務所等への照会同意書 ④印鑑 ※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆その他：有効期限は2年です。更新される場合は3カ月前から手続きできます。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

4. 手帳を紛失したとき、破損したとき、障がいの程度が変わったとき 住所が変わったとき、氏名が変わったとき等

手帳の記載内容に変更があったとき、手帳を紛失したときなどは、所定の手続きを行ってください。

◆手続き：下記書類などを持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

※必要書類（顔写真については、いずれも縦4cm×横3cm 上半身正面。）

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
紛失したとき	①顔写真2枚 ②印鑑	①顔写真1枚 ②印鑑	
破損したとき	①破損した手帳 ②顔写真1枚 ③印鑑		
障がいの程度が変わったとき	①指定医師の診断書 ②手帳 ③顔写真2枚 ④印鑑	①手帳 ②顔写真1枚 ③印鑑	①指定医師の診断書または 障害年金証書の写しなど ②顔写真1枚 ③印鑑
違う障がい加わったとき	①指定医師の診断書 ②手帳 ③顔写真2枚 ④印鑑		
住所や氏名が変わったとき	①手帳 ②印鑑		
本人が死亡したとき	①帳 ②印鑑		

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

3. 年金・手当など

1. 障害基礎年金

国民年金加入中などに、病気やけがによって国民年金法に定める障がいの状態になったときに受けられる年金です。障がいの状態により1級と2級に分けられます（この等級は身体障害者手帳の等級とは異なります）。

- ◆受給の要件：初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日（障がい認定日）において国民年金法に定める障がい程度であり、次のいずれかに該当する場合支給されます。
 - ①初診日において国民年金の被保険者であり、被保険者期間の3分の2以上が保険料を納めた期間かまたは免除を受けた期間であること
 - ②初診日において国民年金の被保険者でなかった人が、国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であり、①の納付要件を満たしている人
 - ③初診日において20歳未満であること

◆注意事項

- (1)初診日が厚生年金加入期間であった場合は、年金事務所で障害厚生年金の手続きを行ってください。
- (2)初診日が20歳未満である場合は、本人の所得による制限があります。
- (3)障害認定日以降に障がいの程度が該当する状態になった場合には、事後重症の制度があります。（65歳になる誕生日の前々日までに請求が必要）

- ◆手続き：健康保険課保険年金係へ申請を行ってください。

※申請者によって必要な書類が異なります。事前に窓口等にお問い合わせください。

- ◆お問い合わせ：健康保険課保険年金係（TEL 0594-86-2803）
ねんきんダイヤル（TEL 0570-05-1165）

2. 障害厚生年金

厚生年金加入中に、病気やけがで一定の障がいを受けた人に支給する制度です。障がいの状態により1級から3級まであります（この等級は身体障害者手帳の等級とは異なります）。

- ◆受給の要件：次のすべてに該当する場合は、支給されます。

- ①障がいの原因となった病気やけがの初診日において厚生年金保険の被保険者であること
- ②障がい認定日において厚生年金保険法に定める障がい程度であること
- ③障害基礎年金（国民年金）の保険料納付要件を満たしていること

◆注意事項

- (1)厚生年金保険の被保険者は同時に国民年金の第2号被保険者でもあります。
- (2)障害厚生年金1級から3級に該当しない軽度の場合でも一時金として障がい手当金が出ることがあります。
- (3)障がい認定日以降に障がいの程度が該当する状態になった場合には、事後重症の制度があります。（65歳になる誕生日の前々日までに請求が必要）

- ◆手続き：申請者によって必要な書類が異なります。事前に窓口等にお問い合わせください。

- ◆お問い合わせ：ねんきんダイヤル（TEL 0570-05-1165）

3. 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金などを受給していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

◆受給の要件

次のいずれかに該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者

◆手続き：健康保険課保険年金係へ申請を行ってください。

※申請者によって必要な書類が異なります。事前に窓口等にお問い合わせください。

◆お問い合わせ：健康保険課保険年金係（TEL 0594-86-2803） ねんきんダイヤル（TEL 0570-05-1165）

4. 特別障害者手当

日常生活で、常時介護を必要とされる重度の障がいがある人で、20歳以上の在宅の障がい者に支給される手当です。

◆対象者：20歳以上の在宅の障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい）で次に該当する人

- ①著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活において特別の介護を必要とする人

◆支給要件：(1)福祉施設に入所、又は病院等に3カ月以上継続して入院していないこと (2)本人、扶養義務者などの所得が基準額以内であること。

◆手当の支給：月額 26,260円（2、5、8、11月に本人の口座に振り込まれます。）

◆手続き：下記書類などを持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

- | | | | | |
|--------------------------------------|-----|------|--------|--------|
| ①認定請求書 | ②印鑑 | ③診断書 | ④所得状況届 | ⑤障害者手帳 |
| ⑥受給資格者の年金額を明らかにすることができる書類（公的年金などの証書） | | | | |
| ⑦住民票（世帯全員分で本籍、続柄の記載があるもの） | | | | |
| ⑧公的年金調書 | | | | |
| ⑨承諾書 | | | | |
| ⑩振込口座指定書（障がい者本人名義の口座、金融機関で証明必要） | | | | |
| ※①③④⑧⑨⑩の用紙は、申請窓口でお渡しします。 | | | | |
| 所得証明書が必要になる場合があります。申請前にお問い合わせください。 | | | | |

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

5. 障害児福祉手当

日常生活で、常時介護を必要とされる重度の障がいがある人で、20歳未満の在宅の障がい児に支給される手当です。

- ◆対象者：20歳未満の在宅の障がい児で下記に該当する人
 - ①身体障害者手帳の1級または2級（一部）の児童
 - ②療育手帳 A1 の児童
 - ③重度の精神障がいの児童
 - ④上記と同程度以上の状態にある児童

- ◆支給要件：(1)児童が施設に入所していないこと。
(2)本人、扶養義務者などの所得が基準額以内であること。
(3)障害厚生年金などを受給していないこと。

- ◆手当の支給：月額 14,280円（2、5、8、11月に本人口座へ振り込まれます。）

- ◆手続き：下記書類などを持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①認定請求書	②印鑑	③診断書	④所得状況届	⑤障害者手帳
⑥住民票（世帯全員分で本籍、続柄の記載があるもの）	⑦公的年金調書	⑧承諾書	⑨振込口座指定書（障がい者本人名義の口座、金融機関で証明必要）	
※①③④⑦⑧⑨の用紙は、申請窓口でお渡しします。				
所得証明書が必要になる場合があります。申請前にお問い合わせください。				

- ◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

6. 特別児童扶養手当

身体や精神に重度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

- ◆対象者：20歳未満で、下記に該当する障がいを有する児童を養育監護している人
 - ①身体障害者手帳1級または2級、または療育手帳A1またはA2（1級障がい）
 - ②身体障害者手帳3級または4級の一部、または療育手帳B1（2級障がい）
 - ③その他①、②に該当しないが、障がいの状態が①、②と同程度以上と医師の診断書により認められる人

- ◆注意事項：本人、配偶者、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

- ◆手当の支給：1級障がいの場合 月額 50,400円
2級障がいの場合 月額 33,570円（いずれも、4、8、11月に支給されます。）

- ◆手続き：下記書類などを持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書	②印鑑	③障害者手帳	④診断書
⑤戸籍謄本（世帯全員分）	⑥住民票（世帯全員分で本籍・続柄の記載があるもの）	⑦特別児童扶養手当振込先口座申出書（保護者名義の口座、金融機関で証明必要）	
※①④⑦の用紙は、申請窓口でお渡しします。			
※所得証明書が必要になる場合があります。また、診断書が省略できる場合もあります。申請前にお問い合わせください。			

- ◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

4. 税金

1. 所得税の控除

控除の種類	対象者	所得控除額
特別障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 1 級および 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者	40 万円
同居特別障害者控除	控除対象配偶者または扶養親族のうち、特別障がい者でかつ同居している場合。	75 万円
障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 3 級から 6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級および 3 級の所持者	27 万円

※基準日：12月31日までに手帳の交付を受けた人は、その年分の控除が受けられます。

◆手続き：給与所得者は事業所へ（年末調整時）、それ以外の場合は確定申告時に申告します。（障害者手帳等の提示または写しの添付が必要です。）

◆お問い合わせ：桑名税務署 〒511-8510 桑名市江場 7 番地 6 （Tel 0594-22-5121）

2. 住民税の控除・非課税

控除の種類	対象者	所得控除額
特別障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 1 級および 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者	30 万円
同居特別障害者控除	控除対象配偶者または扶養親族のうち、特別障がい者でかつ同居している場合。	53 万円
障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 3 級から 6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級および 3 級の所持者	26 万円
非課税措置	前年の合計所得金額が 125 万円以下の障がい者	非課税

※基準日：12月31日までに手帳の交付を受けた人は、翌年4月から控除等が受けられます。

◆手続き：給与所得者は事業所へ（年末調整時）、それ以外の場合は確定申告（町県民税申告）時に申告します。（障害者手帳等の提示または写しの添付が必要です。）

◆お問い合わせ：税務課課税係 （Tel 0594-86-2801）

3. 相続税・贈与税の非課税および控除

相続税及び贈与税の非課税および控除が受けられます。詳しくは税務署へお問い合わせください。

◆お問い合わせ：桑名税務署 〒511-8510 桑名市江場 7 番地 6 （Tel 0594-22-5121）

4. 少額貯蓄の利子等の非課税

350万円までの預貯金等の利子等に対する課税が、一定の手続きを要件に非課税となります。詳しくは各金融機関などへお問い合わせください。

◆お問い合わせ：各金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）

5. 自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免

障がい者の方のために使用される自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により自動車税等が減免されます。

◆対象者：前年度の3月31日までに、身体障害者手帳等を交付されている方の中で次の等級に該当する方。

障害名		本人運転	家族・介護者運転
視覚障害		1級から4級	1級から4級
聴覚障害		2級および3級	2級および3級
平衡機能障害		3級	3級
上肢機能障害		1級および2級	1級および2級
下肢機能障害		1級から6級	1級から3級
運動機能障害	上肢機能	1級および2級	1級および2級
	移動機能	1級から6級	1級から3級
体幹機能障害		1級から5級	1級から3級
心臓機能障害		1級および3級	1級および3級
じん臓機能障害		1級および3級	1級および3級
呼吸器機能障害		1級および3級	1級および3級
膀胱または直腸機能障害		1級および3級	1級および3級
小腸機能障害		1級および3級	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級	1級から3級
肝臓機能障害		1級から3級	1級から3級
喉頭摘出による音声機能障害		3級	3級
療育手帳			A1およびA2
精神障害者保健福祉手帳			1級

◆自動車の使用条件

内容		条件
本人運転	障がい者本人が自動車を運転	特になし
家族運転	障がい者と生計を一にする人が障がい者のために自動車を運転	通院、通勤、通学、生業のために月4回以上自動車をを使用すること。（証明が必要）
介護者運転	単身または障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人が障がい者のために運転	障がい者のために、週3回以上、1年以上にわたって継続的に自動車をを使用すること。（証明が必要）

◆対象となる車両

内容	車種
本人運転	車種制限なし
家族運転、介護者運転	乗用車、貸客兼用ライトバン、身体障がい者用に改造した自動車、軽自動車

※当該年4月1日現在で、所有者、使用者とも障がい者本人の名義になっている車に限られます。

※障がい者が未成年の場合や知的障がい者で所有者となれない場合は、所有者・使用者を障害者手帳に記載された保護者の名義にしてください。

◆手続き

下記書類などをご持参の上、手続き先へ申請してください。

	必要書類	手続き先
自動車税 自動車取得税	①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳 ④運転免許証の写し⑤自動車検査証の写し ※①の用紙は申請窓口でお渡しします。	桑名県税事務所
軽自動車税	①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳 ④運転免許証の写し⑤自動車検査証の写し ※①の用紙は申請窓口でお渡しします。	東員町役場税務課

※家族運転、介護者運転の場合は、上記の書類に加えて「身体障害者等の自動車税等の減免にかかる証明書」が必要になります。

使用目的の証明書様式は各県税事務所、自動車税事務所、県のホームページで取得できます。

家族運転の場合	介護者運転の場合
ア. 使用目的の証明書（通院証明書等） イ. 障がい者と運転者が同居していることを証する書類	ア. 使用目的の証明書（通院証明書等） イ. 世帯全員の住民票の写し ウ. 自動車運行計画書
※ ア.の証明書で対象の可否が判断できない場合はその他の書類が必要 イ.の書類は、身体障害者手帳及び運転免許証で確認できる場合は不要	※ ア.の証明書で対象の可否が判断できない場合はその他の書類が必要

◆お問い合わせ

【自動車税・自動車取得税の場合】

三重県自動車税事務所 〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 (TEL 059-223-5042・5043)
桑名県税事務所 〒511-8567 桑名市中央町 5-71 (TEL 0594-24-3612)

【軽自動車税の場合】

税務課課税係 (TEL 0594-86-2801)

5. 医療費の助成、給付

1. 福祉医療費（障がい者）助成

心身障がい者が病気やけがで病院等にかかったときの医療費のうち、医療保険が適用された本人負担分を助成する制度です（所得制限あり）。

- ◆対象者：下記のいずれかに該当し、本人および扶養義務者などの所得が制限額以下の方
 - ①身体障害者手帳 1 級から 4 級をお持ちの方
 - ②療育手帳をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方（ただし、外来診療のみ助成の対象になります）
- ◆手続き：下記書類などをご持参の上、健康保険課保険年金係まで申請してください。

①申請書 ②障害者手帳 ③印鑑 ④医療被保険者証 ⑤預金通帳
所得課税証明書が必要になる場合があります。申請前にお問い合わせください。
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

※後期高齢者医療被保険者の場合

後期高齢者医療制度に加入されている方は病院の診療報酬明細書等により事務処理いたしますので、助成請求の手続きは特に必要ありません。

※後期高齢者医療被保険者以外の場合

[三重県内の医療機関で受診された場合]

受診の際に受給資格証を医療機関に提示してください。翌月に医療機関から保険年金課へ領収証明書が直接送付されますので、原則として診療月の翌々月に振り込みます。

[三重県外の医療機関で受診された場合]

福祉医療費領収証明書の「申請者」および「受給者」の欄を記入後、受給資格証とともに医療機関に提出していただき、医療機関で診療内容を証明していただくか、領収書を戸籍保険課または笹尾連絡所へ提出してください。提出いただいた月の翌月に振り込みます。

- ◆お問い合わせ：健康保険課保険年金係（Tel 0594-86-2803）

2. 自立支援医療

平成25年4月1日から自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の申請・受付などを行うことになりました。

（1）更生医療

◆対象者：18歳以上の身体障害者手帳を有する者で、一般医療ですでに治癒したと考えられる身体上の障がいに対し、医療を行うことにより身体の機能障がいを軽減または改善するなど、治療効果が期待できる方。

※更生医療指定医療機関で受けられます。

※対象となる医療は、角膜や人工関節、心臓などの手術、人工透析、肝移植後の免疫療法などです。

◆手続き

下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係まで申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳 ④指定医療機関の意見書 ⑤医療保険被保険者証 ⑥世帯の所得の状況等が確認できるもの ⑦同意書 ⑧収入申告書（非課税世帯のみ） ※①④⑦⑧の用紙は申請窓口でお渡しします。
--

◆自己負担について：原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得状況などに応じて1ヵ月あたりの負担に上限額が設定されます。詳しくはお問い合わせください。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

（2）育成医療

◆対象者：18歳未満の児童で、現在または将来において機能障がいをのこすおそれがあり、医療を行うことにより機能の回復が見込まれる児童。

※育成医療指定医療機関で受けられます。

◆手続き

下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係まで申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳 ④指定医療機関の意見書 ⑤医療保険被保険者証 ⑥世帯の所得の状況等が確認できるもの ※①の用紙は申請窓口でお渡しします。
--

◆自己負担について：原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得状況などに応じて1ヵ月あたりの負担に上限額が設定されます。詳しくはお問い合わせください。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

（3）精神通院医療

◆対象者：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方。（入院は対象外）

◆手続き

下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③医師の診断書・意見書 ④医療保険被保険者証 ⑤同意書 ⑥収入申告書（非課税世帯のみ） ※①⑤⑥の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆自己負担について：原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得状況などに応じて1ヵ月あたりの負担に上限額が設定されます。詳しくはお問い合わせください。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

6. 交通・移動

1. JR等の運賃の割引

◆対象者および割引の内容

○JRの場合

対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人	割引率
第1種身体障がい者 または知的障がい者	普通乗車券	単独利用	本人 (片道100kmを超える区間)	50%
		介護者と利用	本人、介護者	
	定期乗車券	介護者と利用	本人、介護者	
	普通回数乗車券 急行券(特急券を除く)	介護者と利用	本人、介護者	
第2種身体障がい者 または知的障がい者	普通乗車券	単独利用	本人 (片道100kmを超える区間)	50%
	定期乗車券(12歳未満の身体障がい児が介護者と利用)		介護者	

※小学生の小児定期乗車券は、割引されません。

※割引となる介護者は、障がい者1人につき1名です。

※近畿日本鉄道等の鉄道会社におきましても、JRに準じて割引があります。

◆手続き：障害者手帳を発売窓口に提示してください。

◆お問い合わせ：各鉄道会社

2. 三重交通バス等の運賃の割引

◆対象者および割引の内容

○三重交通バスの場合

対象者	乗車券種類	割引となる人	割引率
第1種身体障がい者または知的障がい者	普通運賃	本人、介護者	50%
	定期運賃	本人、介護者	30%
第2種身体障がい者または知的障がい者	普通運賃	本人	50%
	定期運賃	本人	30%

※小学生の小児定期運賃は、割引されません。

※バス運賃の割引については、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合がありますので、各バス会社窓口でご確認ください。

◆手続き：障害者手帳を発売窓口で提示してください。

◆お問い合わせ：各バス会社

3. 航空料金（国内線）の割引

◆対象者

乗車券種類	割引となる人	割引率
第1種身体障がい者または知的障がい者	本人、介護者	25%
第2種身体障がい者または知的障がい者	本人のみ	

※12歳未満の人は、割引されません。

◆手続き：障害者手帳を発売窓口で提示してください。

◆お問い合わせ：各航空会社

4. 有料道路の割引

障がいのある方が高速道路などの有料道路を利用するときに料金を割り引く制度です。
(ETCノンストップ走行時も割引の適用ができます。)

- ◆対象者：◇本人運転の場合 身体障害者手帳所持者
◇介護者運転の場合 第1種身体障害者手帳所持者、第1種療育手帳所持者

◆割引率：50%

◆手続き：下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②障害者手帳 ③自動車検査証の写し ④運転免許証の写し(本人運転の場合のみ)
※①の用紙は申請窓口お渡しします。
※ETCをご利用の場合は、上記に加えて下記のものが必要です。
ア. ETCカード(本人名義のみ、本人が未成年の場合は親権者等でも可)
イ. ETC車載器セットアップ申込書・証明書

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

5. オレンジバス利用助成

障がいのある方の社会参加等のために、東員町が運行するオレンジバスを無料で乗車することができます。無料で乗車するには、「特別乗車証」の交付をうけた上、特別乗車整理券の交付を受けてください。

- ◆対象者：下記のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳1級および2級の方
②療育手帳A1、A2、B1、B2の方

◆手続き：下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

6. タクシー料金助成

障がいのある方がタクシーを利用するときに初乗り運賃を割り引く制度です。

- ◆対象者：下記のいずれかの手帳をお持ちの方
(※ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方、および施設入所者等を除く)

手帳種類	等級等
身体障害者手帳	視覚障害 1級および2級
	下肢機能障害 1級および2級
	体幹機能障害 1級および2級
	じん臓機能障害 (※人工透析のみ)
療育手帳	A1(最重度)およびA2(重度)
精神障害者保健福祉手帳	1級および2級

◆手続き：下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

7. 身体障害者用自動車改造費助成

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。助成を希望する場合は、改造前に窓口までご相談ください。

◆対象者：重度の上肢・下肢または体幹機能障害者

◆助成額：操作装置および駆動装置等の改造に要した費用上限 10 万円

※所得制限があります。また障がい者自身が所有し、運転する車両に限ります。

◆手続き：下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳 ④運転免許証の写し ④改造費見積書
 所得証明書が必要になる場合があります。申請前にお問い合わせください。
 ※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

8. 自動車操作訓練費助成

身体障がい者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

◆対象者：身体障害者手帳 1 級から 4 級の方で、免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる方

◆助成額：免許取得に直接要した費用の 3 分の 2 の額で上限 10 万円

※所得制限があります。

◆手続き：地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳 ④運転免許証の写し
 所得証明書が必要になる場合があります。申請前にお問い合わせください。
 ※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

9. 駐車禁止規則除外標章の交付

障がいのある人や、障がいのある人のために介護者が自動車を運転する場合、三重県公安委員会より、駐車禁止指定区域（法定の駐車禁止場所は除く）でも他の交通の妨げにならない限り駐車できる「駐車禁止指定除外車標章」の交付が受けられます。

◆対象者：下記のいずれかに該当する方

障害の区分		障害の種別
視覚障害		1 級から 3 級および 4 級の 1
聴覚障害		2 級および 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢機能障害		1 級、2 級の 1 および 2 級の 2
下肢機能障害		1 級から 4 級
体幹機能障害		1 級から 3 級
脳原性による 運動機能障害	上肢機能	1 級および 2 級
	移動機能	1 級から 4 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害		1 級から 3 級
知的障害		A 1 および A 2

◆お問い合わせ

いなべ警察署 〒511-0206 いなべ市員弁町宇野 320-1 (Tel 0594-84-0110)

7. 公共料金助成・割引など

1. NHK 放送受信料免除

◆対象者

免除額	対象となる世帯（障がい者関連）
全額免除	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が住民税非課税の場合に全額免除となります。
半額免除	①視覚障害、聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で契約者の場合に半額免除となります。 ②「身体障害者手帳1・2級」、「A1・A2（A 最重度・A 重度）の療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳1級」をお持ちの方が、世帯主で契約者の場合に半額免除となります。

◆手続き：下記書類などをご持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ証明を受け、NHK にご提出してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆お問い合わせ：NHK 視聴者コールセンター（TEL 0570-07-7077）
最寄のNHK 窓口 NHK 津放送局営業部
〒514-8531 津市丸之内養正町4-8（TEL 059-229-3002）
地域福祉課障がい福祉係

2. NTT 電話番号無料案内（ふれあい案内）

NTT の番号案内（104）サービスが無料になります。

◆対象者：下記のいずれかに該当する方

- ①視覚障害1級から6級の方
- ②肢体不自由1級および2級の方
（ただし、上肢、体幹または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ③療育手帳を所持している方
- ④精神障害者保健福祉手帳を所持している方

◆お問い合わせ：NTT ふれあい案内フリーダイヤル（TEL 0120-104-174）
受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

3. 携帯電話料金割引

携帯電話の基本使用料等が半額になります。割引内容は携帯電話会社により異なります。サービス利用には事前の申込が必要です。詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせください。

4. 点字等郵便物（第4種郵便物）の無料制度

点字のみの郵便または盲人用録音物等を、郵便を使って送付するときは、3kg まで無料となります。

◆お問い合わせ：最寄の郵便局へ

8. 日常生活の援助

1. 補装具費の支給

日常生活や社会生活の向上を図るため、障がいを補うための用具（補装具）の購入や修理にかかる費用を支給します。

- ◆対象者：身体障害者手帳所持者および難病の認定を受けた方（対象疾患は P.27 参照）。ただし、装具の種類により障がい内容や程度、価格の規定があります。介護保険対象者の場合は、用具により介護保険が優先されます。
- ◆費用：原則として費用の1割負担。ただし、世帯の所得状況などに応じて1カ月あたりの負担に上限額が設定されています。

◆補装具の種類

障がい区分	交付できる補装具
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
音声・言語機能障害	人工喉頭
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由及び言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

- ◆手続き：下記書類などご持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③指定医師の意見書（一部省略可） ④障害者手帳
⑤業者の見積書
※①③の用紙は申請窓口でお渡しします。

- ◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

2. 日常生活用具の給付

在宅での日常生活がより円滑に行えるよう、福祉用具を給付します。

- ◆対象者：身体障害者手帳、療育手帳を持つ方および難病指定を受けた方（対象疾患は P.27 参照）。ただし、用具の種類により障がい内容や程度、価格の規定があります。介護保険対象者の場合は、用具により介護保険が優先されます。

※用具の種類は 身体障害者手帳、療育手帳を持つ方は 24、25 ページ
難病指定を受けた方は 26 ページを参照してください。

- ◆費用：原則として費用の1割負担。ただし、世帯の所得状況などに応じて1カ月あたりの負担に上限額が設定されています。
- ◆手続き：下記書類などをご持参のうえ、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

①申請書 ②印鑑 ③障害者手帳 ④業者の見積書 ⑤カタログなど
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

- ◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

3. 重度障害者住宅改造費助成事業

常時介護を必要とする在宅の重度身体障がい者に対して、住宅改造に要する費用の全部又は一部を助成します。ただし、新築及び増築の費用は対象となりません。

◆対象者：次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持している方
- ②身体障害者手帳 3 級を所持する常時車いすの使用が必要な方で、その障がいにより日常生活に著しく支障をきたし、特に町長が必要と認められた方

◆助成額：60万円以下の場合全額

60万円を超え200万円以下の場合、60万円を超えた金額の1/2と60万円の合計額
※介護保険法、日常生活用具給付事業の対象者は助成額が変わります

◆手続き：下記書類などをご持参の上、地域福祉課障がい福祉係へ申請してください。

- ①申請書 ②印鑑 ③改造工事見積書・改造箇所の見取り図
 - ④改造を要する部分の写真 ⑤住宅所有者であることを確認できる書類又はその写し
 - ⑥申請者又は申請者と同居する親族の有する住宅以外の住宅に居住する者は、工事承諾書及び賃貸借契約書等住所所有者等を確認することができる書類
- ※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

4. 東員町ホームケア事業

おむつ代、寝具洗濯乾燥費、理美容費の助成を行います。

◆対象者：下記のいずれかに該当する方

- ①介護保険法の要介護認定において要介護4以上重度相当とされる6カ月以上ねたきりの高齢者
- ②在宅の重度の障がいを有する者で、日常生活のほとんどにおいて介護を要する者

※おむつ代助成については、上記のいずれかに該当し、6カ月以上常時おむつを使用している者に限ります。

◆助成内容：おむつ代・・・月額 10,000 円の助成

寝具洗濯乾燥サービス・・・年間 4 回分の利用券を配布（自己負担 700 円）

理美容サービス・・・年間6回の利用券を配布（自己負担 450 円）

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係または長寿福祉課高齢福祉係（Tel 0594-86-2823）

5. コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者および音声、言語機能障がい者が日常生活を営むうえで必要とされる場合、手話通訳者等の派遣が受けられます。

◆対象者：身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者等

◆派遣用務：聴覚障がい者等の日常生活または社会生活上必要な用務

◆派遣先及び時間：原則として東員町およびいなべ市内 午前8時から午後9時まで

◆利用申請：派遣希望の7日前までに、地域福祉課障がい福祉係またはいなべ市社会福祉課（いなべ市役所大安庁舎内）へ申請書を提出してください。

◆派遣費用：無料

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係及びいなべ市役所社会福祉課（Tel 0594-78-3511）

6. 視覚障がい者生活訓練等事業

視覚障がい者を対象に、専門支援員の巡回訪問訓練が受けられます。

◆対象者：町内に在住の視覚障害1級から3級の方

◆派遣回数：原則として年間10回（1回2時間）

◆利用申請：年度当初に申請を受け付けます。

◆派遣費用：無料

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

7. 在宅介護の支援、施設への入所・通所など

在宅介護の支援や施設への入所・通所などのサービスは、障害者総合支援法の施行に伴い、平成25年4月1日から3障がいに加え、難病の方も対象となりました。自立支援給付は、介護や機能訓練、医療、補装具などのサービスを利用したときに、かかった費用の9割を支給するものです。利用者は費用の1割を支払うことにより、サービスが利用できる制度です。

◇利用できる障がい福祉サービス

訪問系サービス（在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。）

サービスの名称	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し、移動の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気の場合、短期間施設へ入所できます。
重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

日中活動（施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います）。

サービスの名称	内容
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護や介護をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
放課後デイサービス	障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けます。
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供を行いません。
日中一時支援	日中における活動の場の提供を行いません。

居住支援（入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います）。

サービスの名称	内容
共同生活介護（ケアホーム）	共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などを受けます。
施設入所支援	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護をします。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

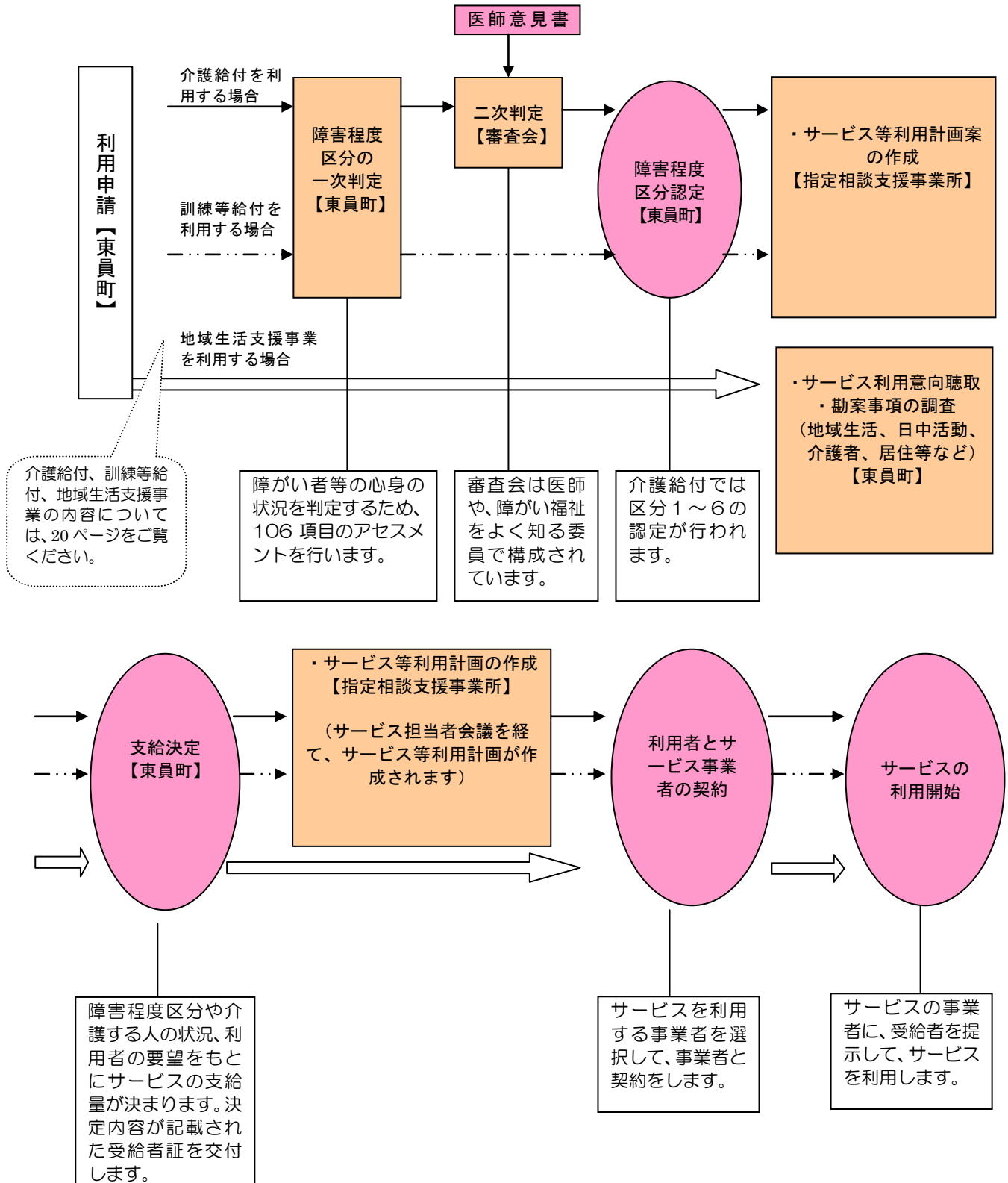
◇障がい福祉サービスの利用にあたって

サービスを受けたい場合、サービス支給決定の申請をしてください。

なお平成24年4月からは、サービスを受ける際、障害程度区分（心身の状況をあらわす）の認定が必要になるとともに、指定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必要となります。

※制度の利用手続、利用負担など詳しいことは、地域福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。

～サービス支給決定までの流れ～



◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

8. 生活福祉資金の貸付

収入が少なく、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯や、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいる世帯の生活安定、向上を図ることを目的に、資金の貸付を受けることができます。

◆お問い合わせ：東員町社会福祉協議会 TEL 0594-76-1560

9. おもいやり駐車場利用証制度

公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の表示がある駐車場の適正な利用を進めるため、「おもいやり駐車場」を利用できる方を明らかにし、利用証を交付する制度です。対象となる方は、歩行が困難で下記の基準に該当する方です。利用証は、交付対象者が同上する場合も使用できます。

◆対象者：下記のいずれかに該当する方

区 分	交付要件	
視覚障がい	1級から4級	
聴覚障がい	2級および3級	
平衡機能障がい	3級および5級	
上肢機能障がい	1級および2級	
下肢機能障がい	1級から6級	
体幹機能障がい	1級から3級および5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳 原変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級
心臓、じん臓、呼吸器、直腸、小腸、ぼうこう、 肝臓機能障がい	1級から3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、 肝臓機能障がい	1級から4級	
知的障がい	A1およびA2	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障害区分「1級」	

※利用証は、後日北勢福祉事務所から郵送されます。

◆手続き：地域福祉課障がい福祉係へ申請してください

- ①申請書 ②各種障害者手帳
③本人確認書類（代理申請の場合）…代理人の運転免許証・旅券など
※①の用紙は申請窓口でお渡しします。

10. 救急医療情報キット

障がいのある方の安全・安心を確保するため、医療情報等を専用容器に入れ自宅に保管し、急病等の緊急事態に迅速に対応を図ることを目的として、救急医療情報キットを配布します。

◆対象者：町内に在住の各種障害者手帳をお持ちの方

◆キットの内容：保管容器、救急情報シート、ステッカー

◆手続き：下記内容を申請書に記入していただき地域福祉課障がい福祉係へ提出してください。

- ①ご本人氏名、住所、性別、生年月日、血液型、電話番号、世帯主氏名
②かかりつけ医療機関名・科、担当医、電話番号
③身体障害者手帳、療育手帳・精神保健福祉手帳の有無
④同居家族氏名、性別、生年月日、血液型、携帯電話番号、医療情報（ご本人と同じ内容）
⑤緊急連絡先（協力先2名まで）、氏名、住所、続柄、電話番号（自宅、携帯電話、勤務先）勤務先名称

◆お問い合わせ：地域福祉課障がい福祉係

9. 各種相談窓口

1. 就職相談

ハローワークでは障がい者の就職相談を実施しています。

- ◆お問い合わせ：ハローワーク桑名（桑名公共職業安定所）
〒511-0078 桑名市桑栄町1番地2 サンファーレ北館1F
（TEL 0594-22-5141）

.....

三重障害者職業センターでは、就職を希望する障がい者や障がい者を雇用している事業所に対して、公共職業安定所との緊密な連携のもと、就職のための相談から職業生活全般にわたる助言および支援を行います。

- ◆お問い合わせ：三重障害者職業センター
〒514-0002 津市島崎町327番地の1 （TEL 059-224-4726）

2. 民生委員・児童委員

- ◆お問い合わせ：東員町社会福祉協議会 （TEL 0594-76-1560）

3. 心配ごと相談

- ◆お問い合わせ：東員町社会福祉協議会 （TEL 0594-76-1560）

4. その他の相談関係機関

名称	所在地等	TEL	FAX
三重県 桑名保健福祉事務所	〒518-8567 桑名市中央町5丁目71番地	0594-24-3620	0594-24-3692
三重県 北勢児童相談所	〒510-0894 四日市市山崎町977番地1	059-347-2030	059-347-2056
三重県 障害者相談支援センター	〒514-0113 津市一身田大古曾670番地2	知的障害者支援課 059-232-7351 身体障害者支援課 059-232-7356	059-231-0687
三重県 こころの健康センター	〒514-8567 津市桜橋3丁目446番地34	059-223-5241	059-223-5242

【参考資料】 日常生活用具の種類

[身体障害者手帳、療育手帳所持者]

障害	対象年齢	種類	対象者
介護・訓練支援用具	学齢児以上	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	3 歳児以上	特殊マット	知的障害 A2 以上、下肢又は体幹機能障害 1 級以上
	学齢児以上	特殊尿器	下肢、体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者）
	3 歳児以上	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を要する者）
	学齢児以上	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を要する者）
	3 歳児以上	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
在宅療養等支援用具	学齢児以上	浴槽（湯沸器を含む） （注3）	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	3 歳児以上	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者
	学齢児以上	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上
	3 歳児以上	T 字杖、棒状の杖	平衡、下肢、体幹機能障害
	3 歳児以上	移動、移乗支援用具	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	年齢制限なし	頭部保護帽	平衡、下肢、体幹、知的、精神障害（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）
	学齢児以上	特殊便器	上肢障害 2 級以上、知的障害 A2 以上
	年齢制限なし	火災警報機	身体障害 2 級以上、知的障害 A2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	年齢制限なし	自動消火器	身体障害 2 級以上、知的障害 A2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	18 歳以上	電磁調理器	視覚障害 2 級以上、知的障害 A2 級以上（視覚又は知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	学齢児以上	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上
	18 歳以上	聴覚障がい者用屋内信号装置（注2）	聴覚障害 2 級（聴覚障がいのみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
	3 歳児以上	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者
	3 歳児以上	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められる者
	3 歳児以上	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められる者
	18 歳以上	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
年齢制限なし	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障がいであって、必要と認められる者	
学齢児以上	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	

障害	対象年齢	種類	対象者
情報・意思疎通支援用具	学齢児以上	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	学齢児以上	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声・発語に著しい障がいがある者
	学齢児以上	パーソナルコンピュータ（注5）	上肢障害 2 級以上又は言語、上肢複合障害 2 級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）
	学齢児以上	情報・通信支援用具	視覚、上肢機能障害 2 級以上
	18 歳以上	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の障がい児（者）であって、必要と認められる者
	学齢児以上	点字器	視覚障害 2 級以上
		点字タイプライター	
		視覚障がい者用ポータブルレコーダー	
		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
	学齢児以上	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になる者
18 歳以上	盲人用時計	視覚障害 2 級以上（音声時計は、手指の感覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とします。）	
学齢児以上	聴覚障がい者用通信装置（注5）	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいのある者	
3 歳児以上	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者	
年齢制限なし	人工喉頭	喉頭摘出した音声機能障がい者	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	
排泄管理支援	3 歳児以上	ストマ装具	ストマ造設者
		収尿器（紙おむつ）（注4）	高度の排便、排尿機能障がい者のある全身性障がい者
		収尿器	高度の排尿機能障害
住宅改修費	学齢児以上	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者であって障害等級 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者）

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じ取扱います。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。
- 3 「浴槽（湯沸器含む）」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」および「湯沸器」を個々の種目として給付します。
- 4 紙おむつの支給対象者は 3 歳以上であって、次のいずれかに該当する者としてします。
- (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん及びストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とする者
- (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障がい者更生相談所若しくは指定自立支援医療機関（育成医療）の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする者
- 5 種類のパーソナルコンピュータ及び聴覚障がい者用通信装置のうちファクシミリについては、住民税非課税世帯である者に給付できるものとします。

[難病指定を受けた方]

種類	対象者
便器	常時介護を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者
意思伝達装置	言語機能を喪失した者または言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者
移動用リフト	下肢または体幹機能に障がいのある者
居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障がいのある者
特殊便器	上肢機能に障がいのある者
訓練用ベッド	下肢または体幹機能に障がいのある者
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者

※車椅子、歩行支援用具（歩行器）、整形靴は補装具での申請となります。P. 18補装具費の支給を参照してください。

対象疾患一覧

1	εA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿疱性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	腎髄空洞症	100	膿胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	腎髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	腎髄性筋萎縮症	102	パージャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウェグナー肉芽腫症	39	後縦帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺動脈低換気症候群
7	HTLV-1関連腎臓症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	パッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範囲腎管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特異性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多発性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシャー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性囊胞腎	115	プリオン病
18	球腎臓性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	ペーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレー症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性肺炎	89	天疱瘡	121	慢性肺炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特異性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロー・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特異性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特異性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特異性血栓症	125	もやもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特異性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞蹈病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特異性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多発性白質脳症	96	特異性両側性感音聾	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティューヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性聾	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

発行：東員町 生活福祉部 地域福祉課

〒511-0295 東員町大字山田 1600 番地

TEL 0594-86-2804

FAX 0594-86-2851

EMAIL fukusi@town.toin.lg.jp